

令和6年11月市議会 建設水道委員会資料

第186号議案 市道路線の認定について

目次

	ページ
1 路線名一覧表	2
2 市道路線の認定位置図 (①戸石町59号線)	3
3 位置図 (拡大) (①戸石町59号線)	4
4 起終点写真 (①戸石町59号線)	5
5 市道路線の認定位置図 (②東町81号線)	6
6 位置図 (拡大) (②東町81号線)	7
7 起終点写真 (②東町81号線)	8
8 関係法令 (抜粋)	9

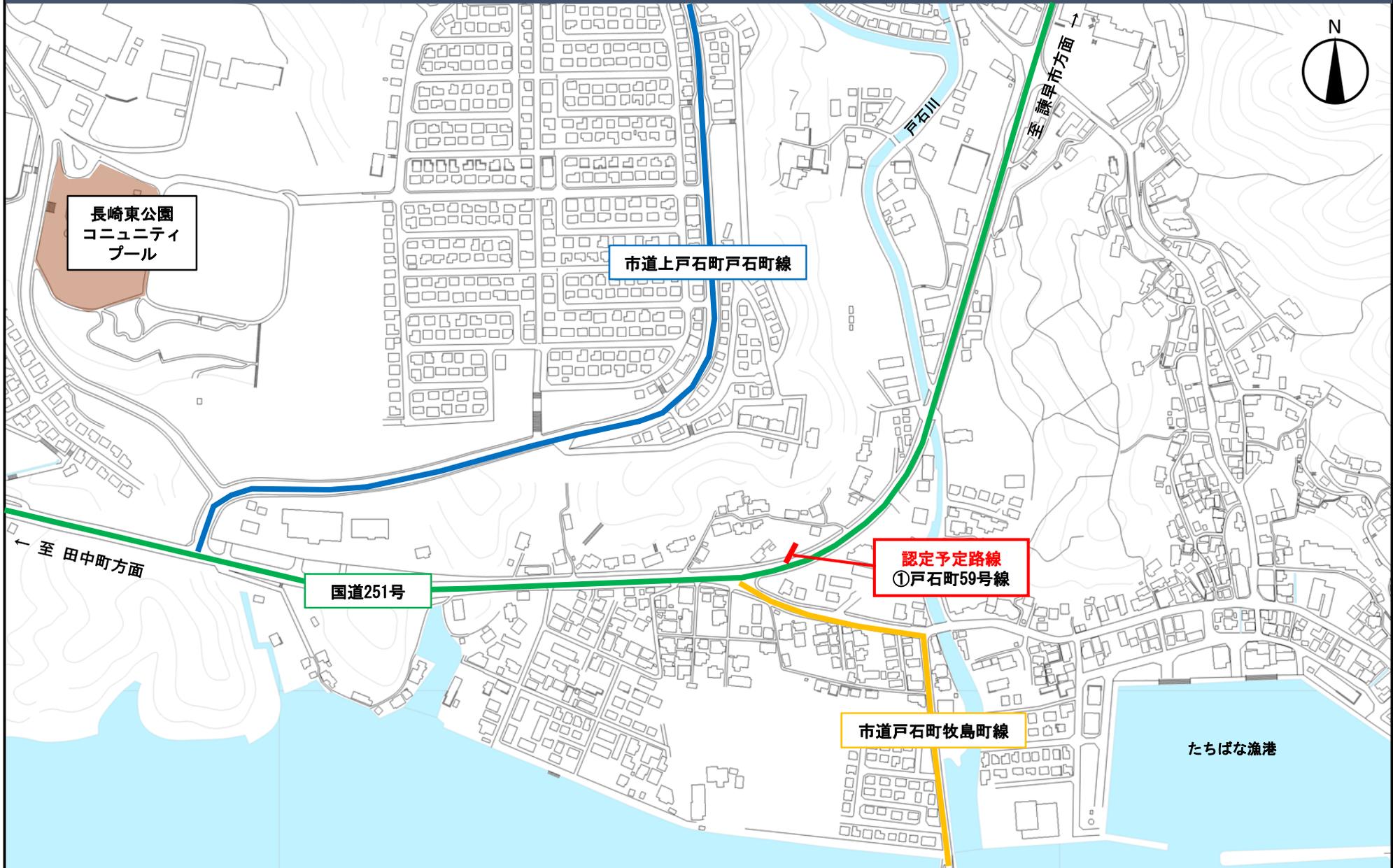
土木部

令和6年11月

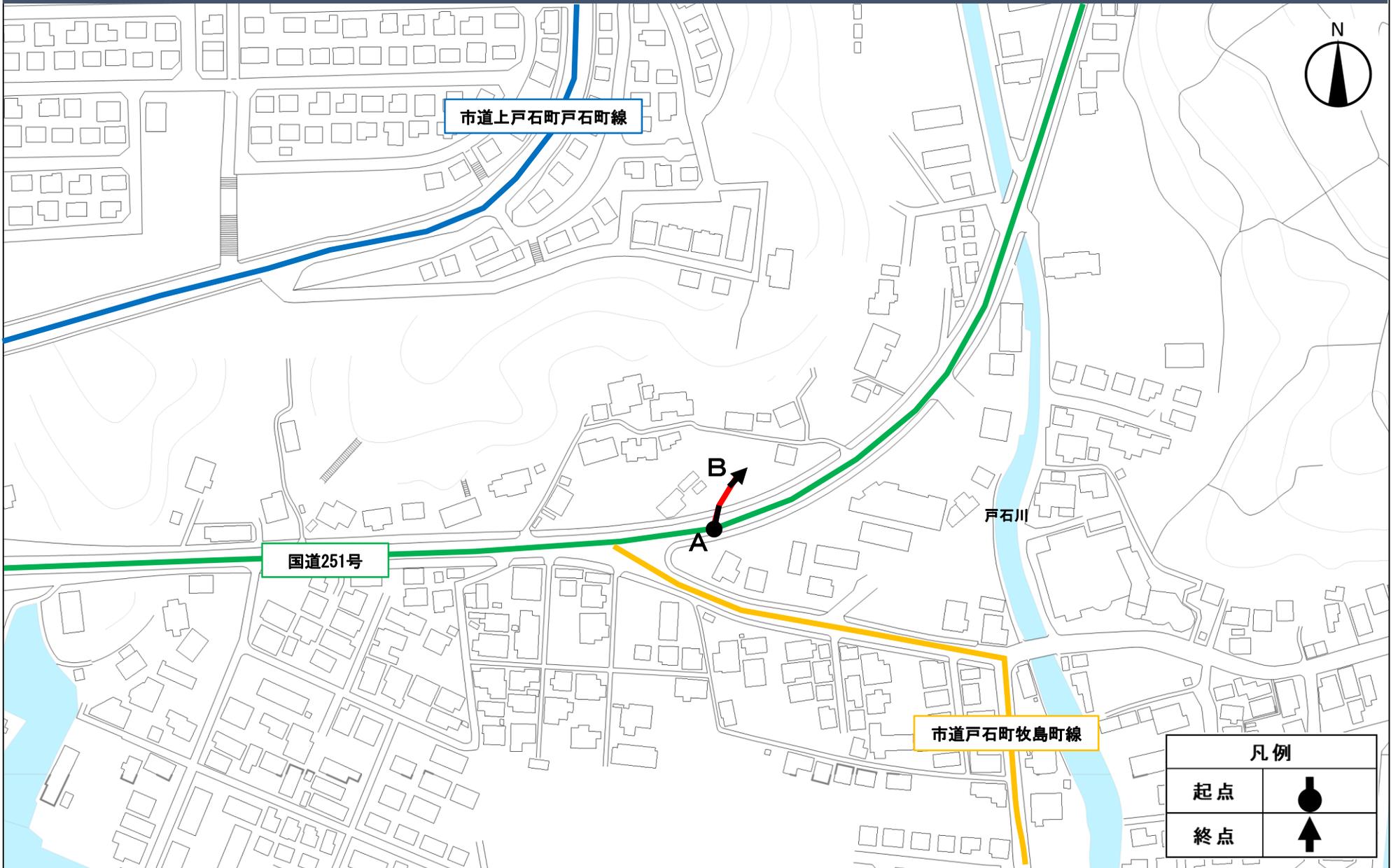
1 路線名一覧表

図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	戸石町59号線	27.5m	6.0m	開発行為に伴う帰属	認定
②	東町81号線	37.1m	6.0~13.8m	開発行為に伴う帰属	認定
認定路線 2路線		64.6m			

2 市道路線の認定位置図 (①戸石町59号線)



3 位置図（拡大）（①戸石町59号線）

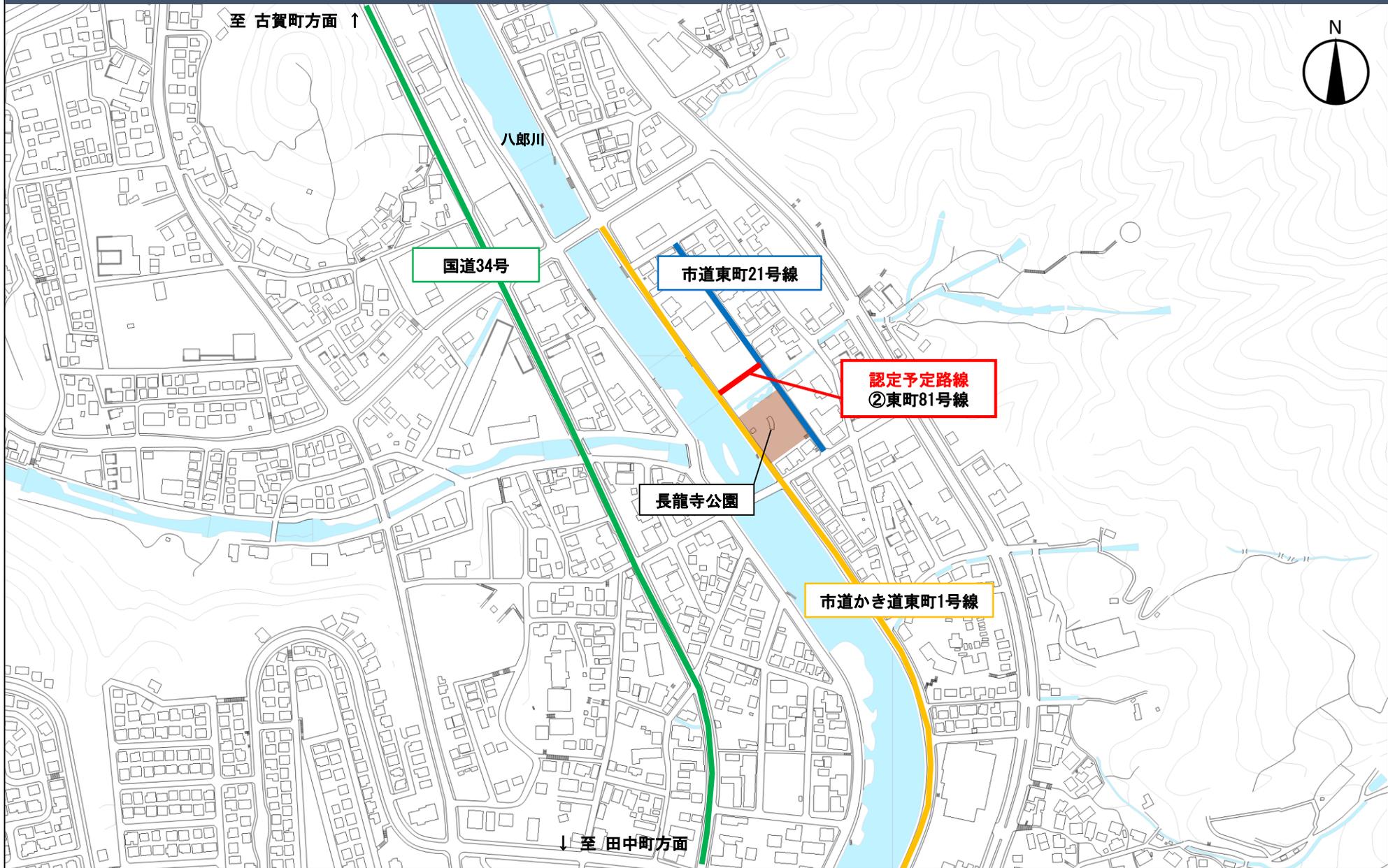


4 起終点写真 (①戸石町59号線)

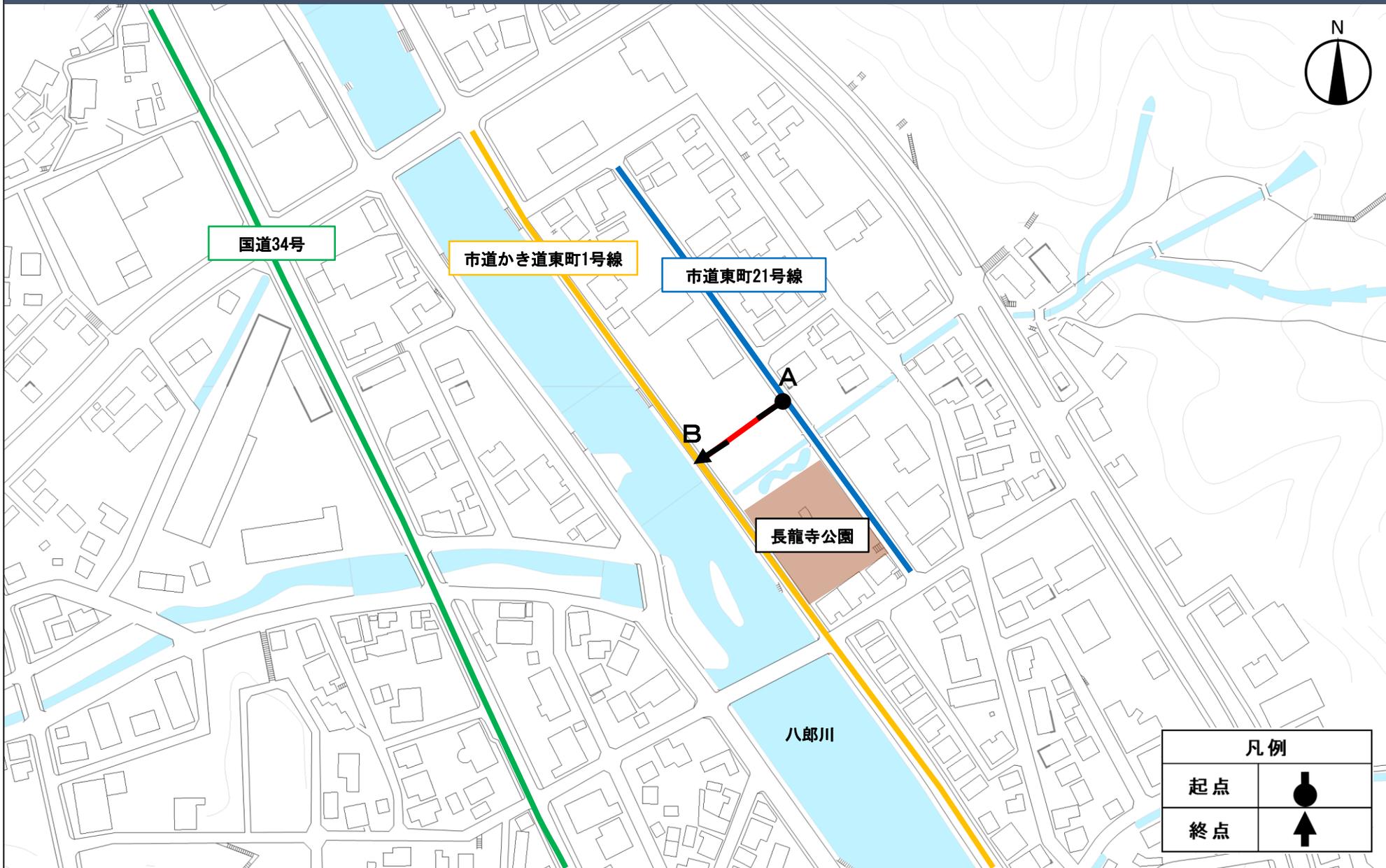
道路延長27.5m、幅員6.0m



5 市道路線の認定位置図 (②東町81号線)



6 位置図 (拡大) (②東町81号線)



7 起終点写真 (②東町81号線)

道路延長37.1m、幅員6.0~13.8m



8 関係法令（抜粋）

○道路法

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

○都市計画法

（開発行為等により設置された公共施設の管理）

第三十九条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第三十二条第二項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

○長崎市市道路線認定に関する事務取扱要綱

第2条 市道路線として認定しようとする道路は、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 国道、県道、市道その他これらに類する道路のいずれかに接続する道路であること。
- (2) 次のアからカまでに掲げる道路のいずれかであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第106条第1項並びに都市再開発法（昭和44年法律第38号）第109条及び第118条の20第3項の規定により本市の管理に属することとなる道路その他これらに類する道路